

労働安全衛生行政の動向について

令和8年10月

山口労働局健康安全課

○ 労働災害発生状況（山口県）

○ 労働安全衛生法の改正

第14次労働災害防止計画の進捗状況

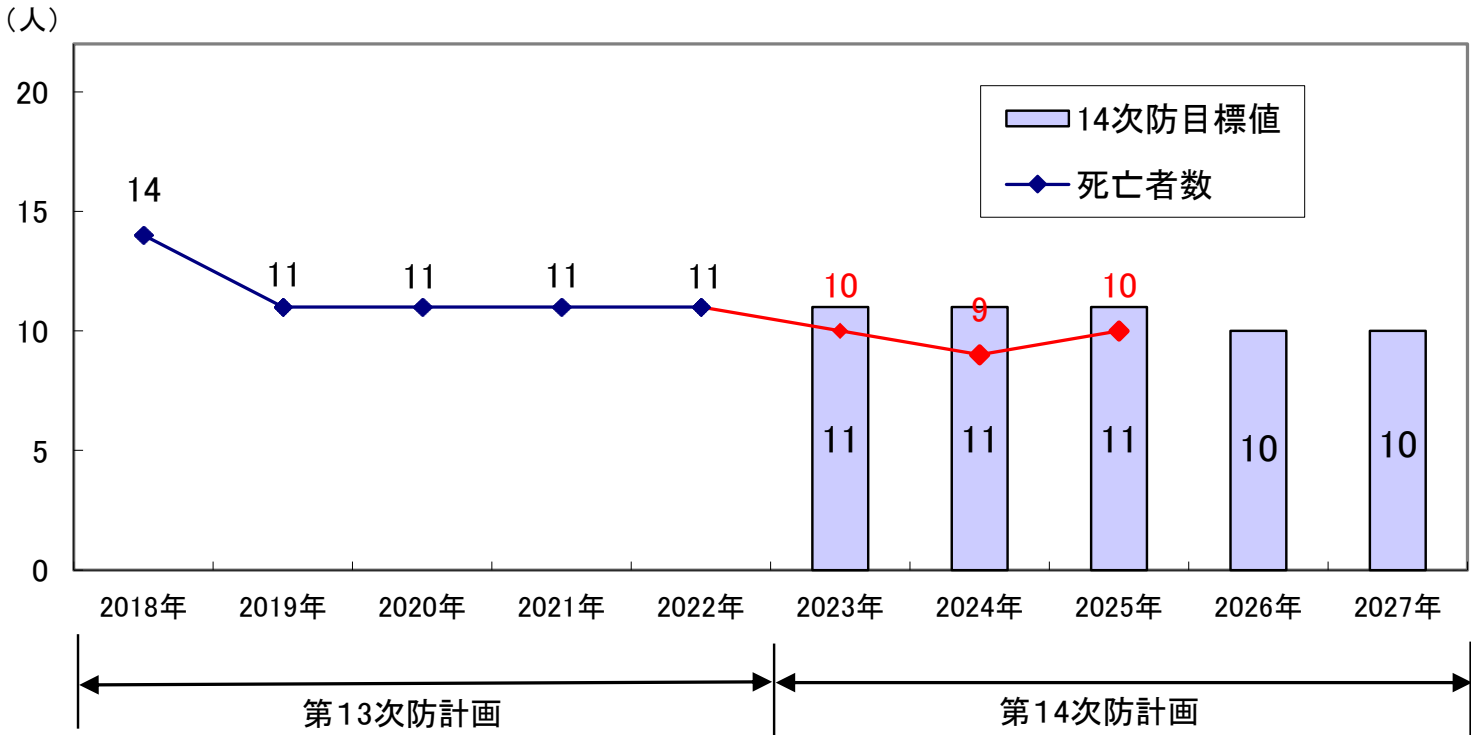
第14次労働災害防止計画における目標の概要

(計画の期間：2023年から2027年までの5か年)

2025（令和7）年（確定値）

山口労働局

全体目標①	死亡災害について 2022年と比較して、2027年の死亡災害を <u>9%以上</u> 減少させること。 (2027年において10人以下とすること。)
-------	---



(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

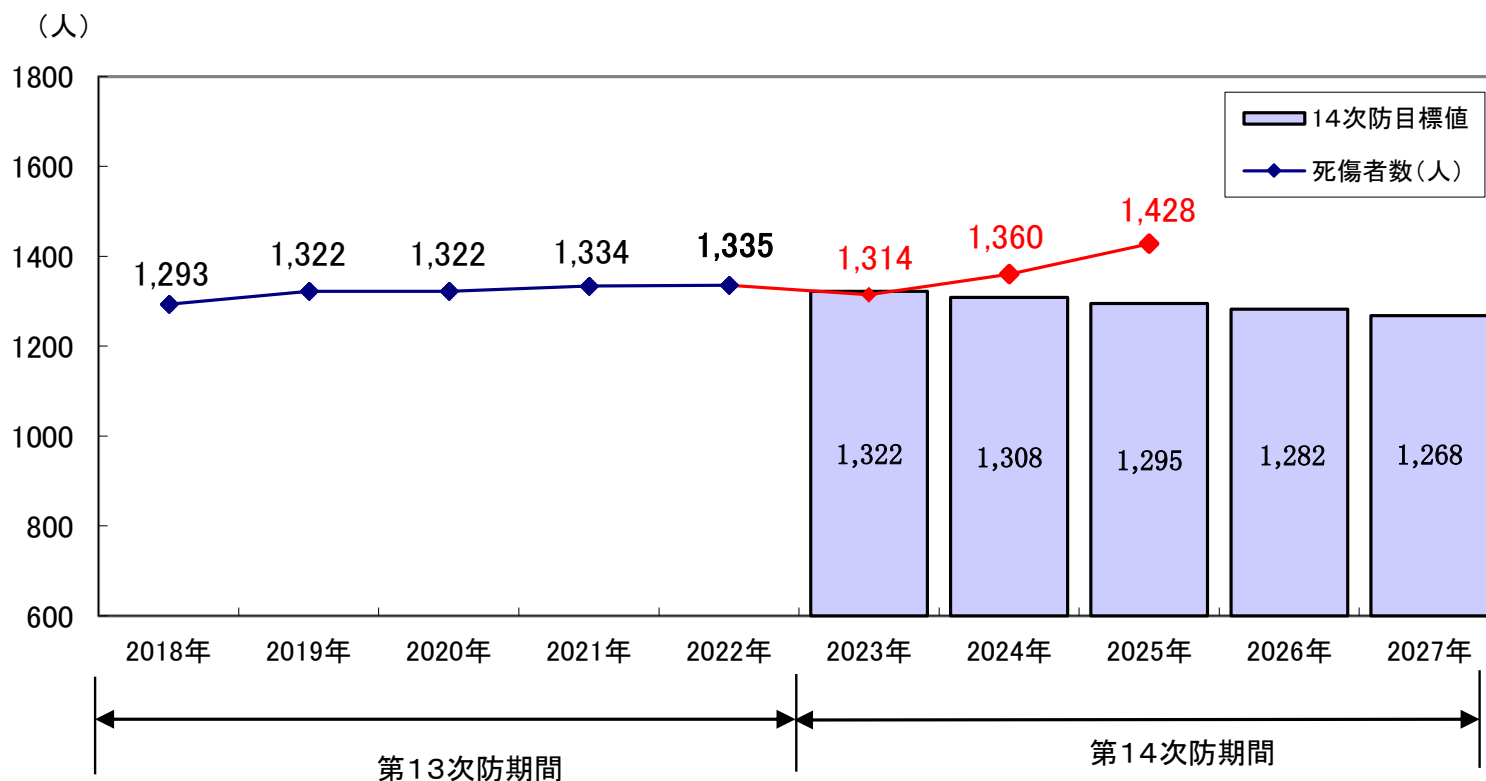
第14次労働災害防止計画の進捗状況

全体目標②

死傷災害について

2022年と比較して、2027年の休業4日以上死傷災害を5%以上減少させること。

(2027年において1,268人以下にすること。)



(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

令和 7 年労働災害発生状況

令和 7 年労働災害発生状況

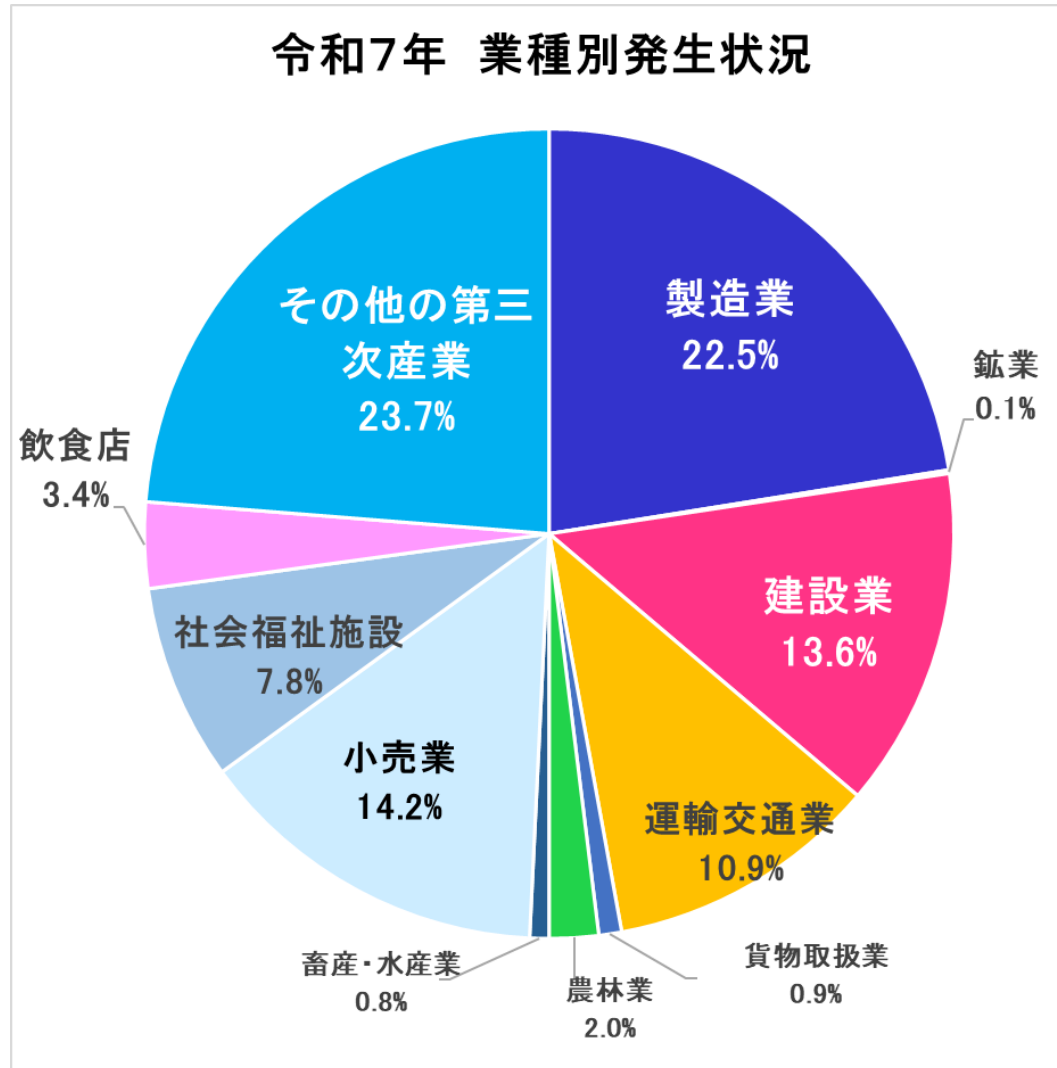
山口労働局
令和 7 年確定版

労働者死傷病報告による

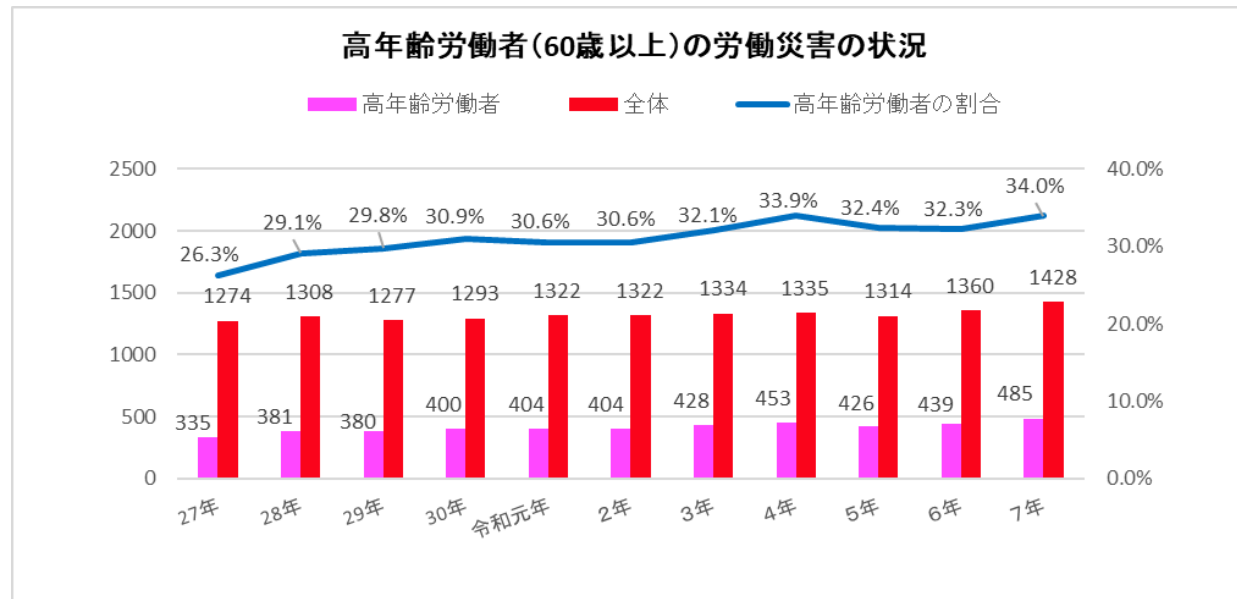
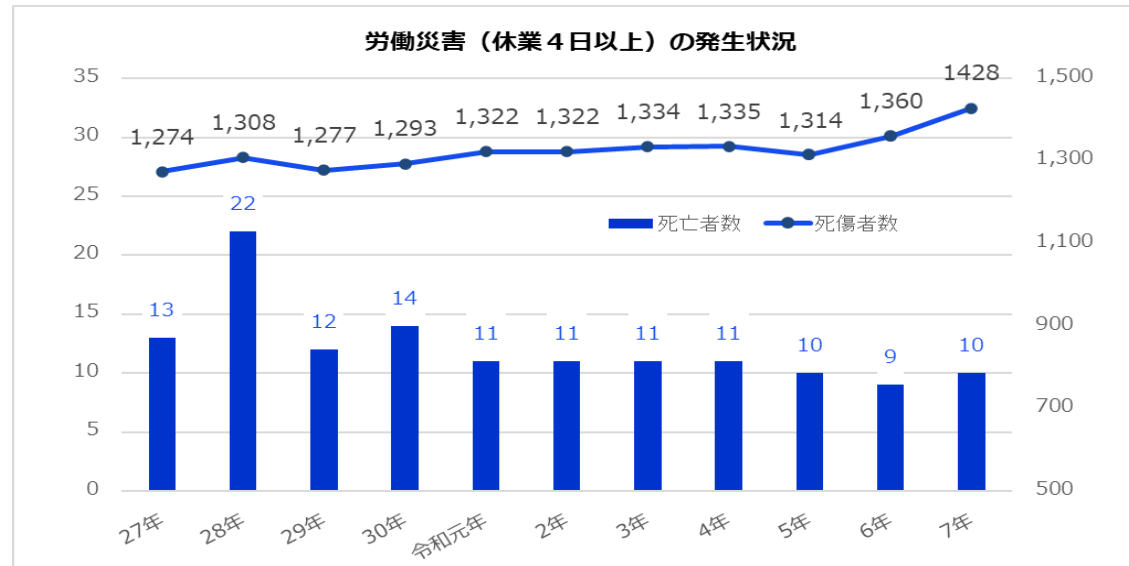
業 種	死 亡 (前年同期値)	木 業 災 害 合 計	構 成 比 ※	対 前 年 増 減 率	うち転倒災害件数				うち高齢労働者（60歳以上）						
					死 亡	休業災害	合 計	構 成 比 ※ 占 有 率	死 亡	休業災害	合 計	構 成 比 ※ 占 有 率			
全 産 業	10 (9)	1,418	1,428	100.0%	+68	+5.0%	377	377	100.0%	26.4%	5	480	485	100.0%	34.0%
製 造 業	2 (2)	319	321	22.5%	+22	+7.4%	68	68	18.0%	21.2%		82	82	16.9%	25.5%
鉱 業		2	2	0.1%	±0	±0.0%									
建 設 業	2 (3)	192	194	13.6%	+8	+4.3%	19	19	5.0%	9.8%		54	54	11.1%	27.8%
運 輸 交 通 業	(1)	156	156	10.9%	+10	+6.8%	27	27	7.2%	17.3%		44	44	9.1%	28.2%
貨 物 取 扱 業	1	12	13	0.9%	+1	+8.3%	3	3	0.8%	23.1%	1	2	3	0.6%	23.1%
農 林 業	1 (1)	27	28	2.0%	±0	±0.0%	5	5	1.3%	17.9%	1	8	9	1.9%	32.1%
畜 産 ・ 水 産 業	1	10	11	0.8%	-1	-8.3%	2	2	0.5%	18.2%	1	1	2	0.4%	18.2%
第 三 次 産 業	3 (2)	700	703	49.2%	+28	+4.1%	253	253	67.1%	36.0%	2	289	291	60.0%	41.4%
小 売 業	1	202	203	14.2%	+5	+2.5%	82	82	21.8%	40.4%	1	92	93	19.2%	45.8%
社 会 福 祉 施 設	(1)	112	112	7.8%	+2	+1.8%	47	47	12.5%	42.0%		53	53	10.9%	47.3%
飲 食 店		49	49	3.4%	-3	-5.8%	20	20	5.3%	40.8%		13	13	2.7%	26.5%
そ の 他 の 第 三 次 産 業	2 (1)	337	339	23.7%	+24	+7.6%	104	104	27.6%	30.7%	1	131	132	27.2%	38.9%

※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。

令和7年労働災害発生状況

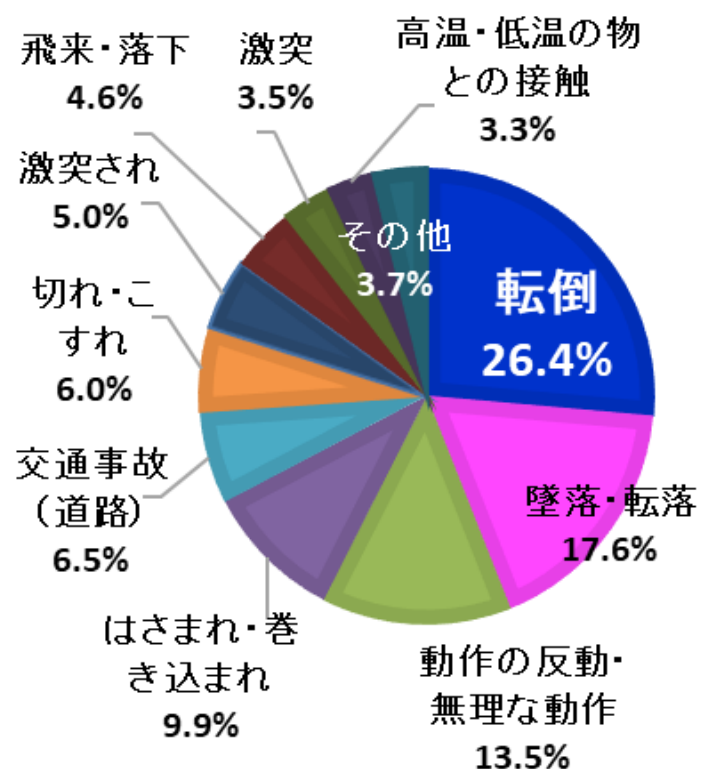


労働災害発生状況（全労働者・高年齢労働者）

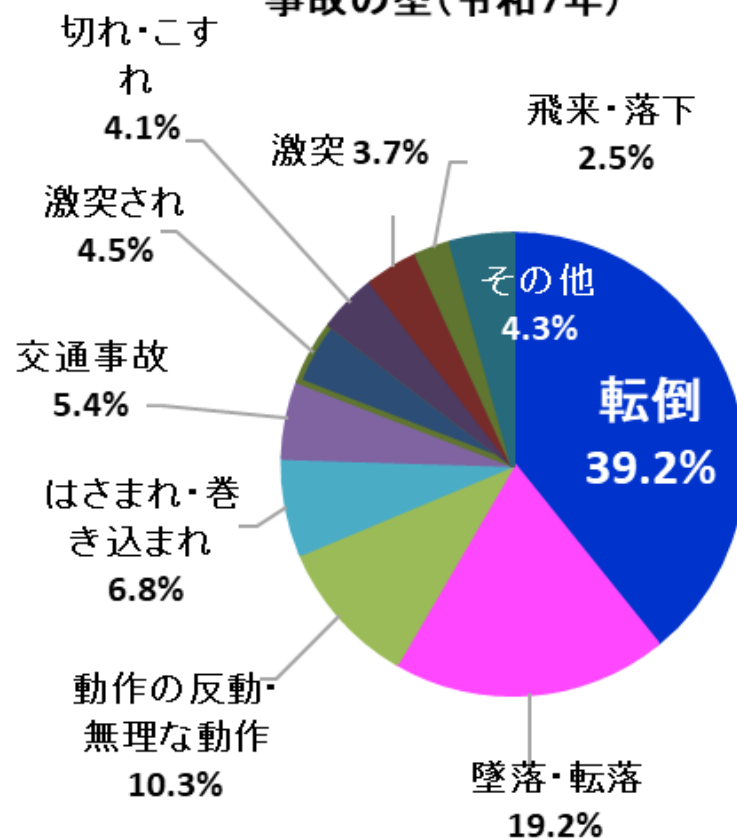


労働災害発生状況（全労働者・高年齢労働者）

労働災害
事故の型(令和7年)



高年齢労働者の労働災害
事故の型(令和7年)

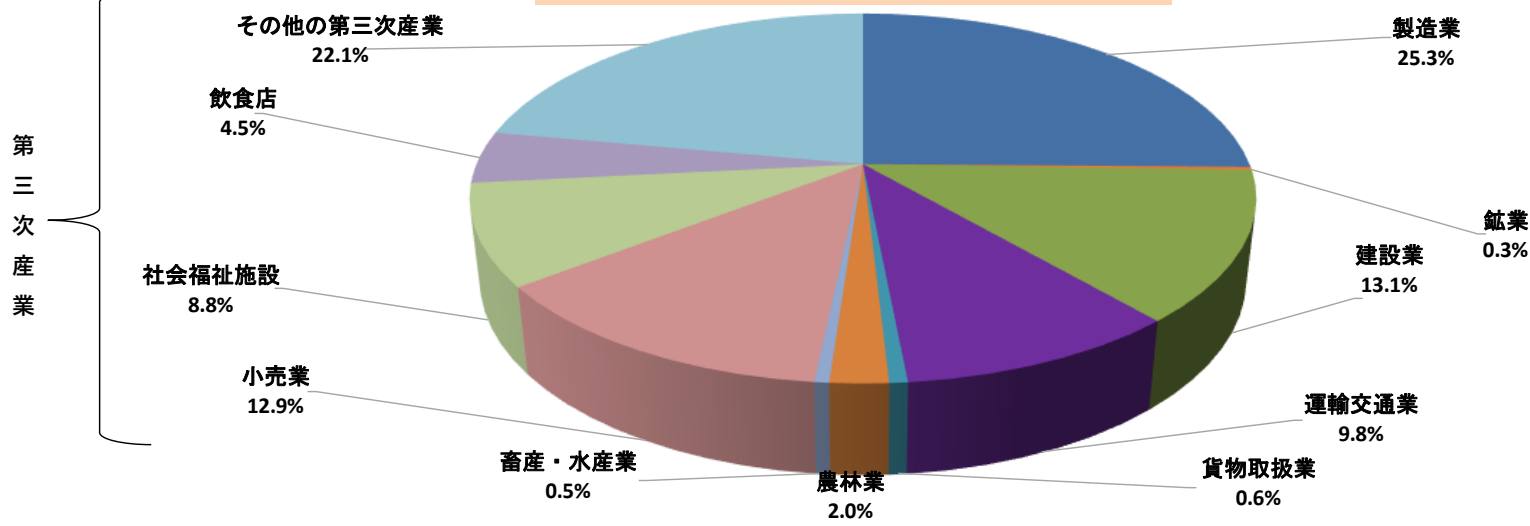


令和 8 年労働災害発生状況（8 月末現在）

令和 8 年の業種別災害発生状況（休業 4 日以上）														山口労働局							
※コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く														令和 8 年 8 月末現在				労働者死傷病報告による			
業 種	死 亡 (前年同期値)		休業災害	合 計	構成比※	対 前 年 増 減 数	増 減 率	転倒災害件数					高年齢労働者（60歳以上）								
								死亡	休業災害	合計	構成比※	占有率	死亡	休業災害	合計	構成比※	占有率				
全 産 業	1	(5)	791	792	100.0%	-32	-3.9%		226	226	100.0%	28.5%		256	256	100.0%	32.3%				
製 造 業		(1)	200	200	25.3%	+4	+2.0%		39	39	17.3%	19.5%		45	45	17.6%	22.5%				
鉱 業		(0)	2	2	0.3%	+1	+100.0%														
建 設 業	1	(1)	103	104	13.1%	-9	-8.0%		11	11	4.9%	10.6%		32	32	12.5%	30.8%				
運 輸 交 通 業		(0)	78	78	9.8%	-17	-17.9%		18	18	8.0%	23.1%		18	18	7.0%	23.1%				
貨 物 取 扱 業		(0)	5	5	0.6%	-1	-16.7%		3	3	1.3%	60.0%		1	1	0.4%	20.0%				
農 林 業		(1)	16	16	2.0%	-1	-5.9%		2	2	0.9%	12.5%		4	4	1.6%	25.0%				
畜産・水産業		(0)	4	4	0.5%	-2	-33.3%		1	1	0.4%	25.0%		1	1	0.4%	25.0%				
第 三 次 産 業		(2)	383	383	48.4%	-7	-1.8%		152	152	67.3%	39.7%		155	155	60.5%	40.5%				
小 売 業		(0)	102	102	12.9%	-7	-6.4%		38	38	16.8%	37.3%		45	45	17.6%	44.1%				
社 会 福 祉 施 設		(0)	70	70	8.8%	+7	+11.1%		31	31	13.7%	44.3%		30	30	11.7%	42.9%				
飲 食 店		(0)	36	36	4.5%	+9	+33.3%		10	10	4.4%	27.8%		9	9	3.5%	25.0%				
その他の第三次産業		(2)	175	175	22.1%	-16	-8.4%		73	73	32.3%	41.7%		71	71	27.7%	40.6%				
※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。																					

※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。

令和8年の業種別災害発生状況(休業4日以上)



○ 労働災害発生状況（山口県）

○ 労働安全衛生法の改正

建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた個人事業者等に対する安全衛生対策の全体像

措置の主体	個人事業者等の危険有害業務		個人事業者等の危険有害業務以外の業務
	有害業務に伴う健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の健康管理対策
事業者 ※ 事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	最高裁判決を受け、速やかに 法第22条、11省令を改正 【対応状況】 令和4年4月15日公布 令和5年4月1日施行	観点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策） ⇒ 検討会での議論を踏まえ、法第20条、21条、25条、25条の2に基づく4省令を改正 【対応状況】 令和6年4月30日公布 令和7年4月1日施行	観点2 危険有害作業以外の個人事業者等対策 （過重労働、メンタルヘルス、健康管理等） ⇒ 検討会での議論を踏まえ、個人事業者自身や注文者等の実施事項をガイドライン等により推奨 【対応状況】 ・ 令和6年5月28日付けで「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定 ・ Q & A も併せてHP掲載
注文者等 ※ 注文者や注文者以外の機械リース業者等が発生させるリスクへの対応	観点3 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（注文者等、個人事業者自身による対策） ● 注文者（発注者）による措置のあり方 ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方 ● 個人事業者自身による措置のあり方 ● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 ⇒ 検討会での議論を踏まえ、今回の労働安全衛生法改正にて対応 【対応状況】 令和7年5月14日公布、公布日以降順次施行		
個人事業者等			

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書の概要

〈対策の観点〉

観点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

- 危険有害な作業（機械等を使用する作業等）の一部を個人事業者に請け負わせるときは、労働者に対するものと同等の保護措置を事業者を求めることを検討

観点2 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

- 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス事案の把握方法等
- 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方等

観点3 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等

〈対策の方向性〉

- 安衛法第22条以外（法第20条、21条、25条、25条の2）の危険防止措置関係規定について、事業者による「事故時等の退避」と「危険箇所等への立入禁止等」の措置対象に個人事業者等も追加（省令改正）
- 上記以外の「作業に必要な保護具の周知」や「作業方法の周知」等の措置については、個人事業者等による災害発生状況を踏まえ、必要性を精査した上で省令改正

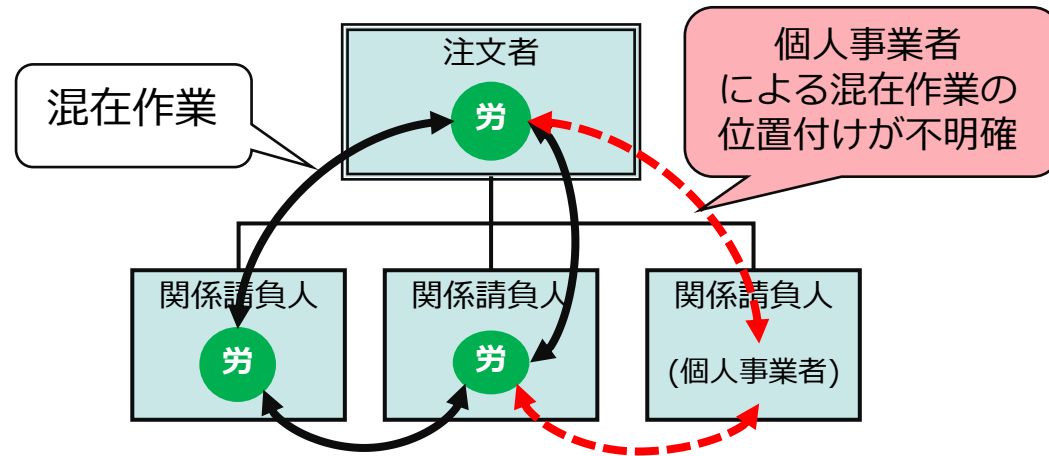
- 個人事業者等による過重労働、メンタルヘルス事案の報告制度の創設
- 個人事業者等自身による、定期的な健康診断の受診やストレスチェックの実施、またその結果を踏まえた対応を勧奨等（ガイドライン・通達）
- 個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、発注者等による期日設定などに関する配慮等（ガイドライン・通達）

- 注文者（発注者）による措置
 - ・ 個人事業者等への注文時に安全衛生上配慮すべき措置内容の明確化
 - ・ 個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者による措置
 - ・ リース機械等を貸与する者に対する災害防止措置の対象を個人事業者にも拡大
- 個人事業者等による措置
 - ・ 規格等を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 危険有害作業における安全衛生教育の受講の義務付け 等
- 個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度の創設 等

（特定）元方事業者・注文者が講じるべき措置（作業間の連絡調整等）①

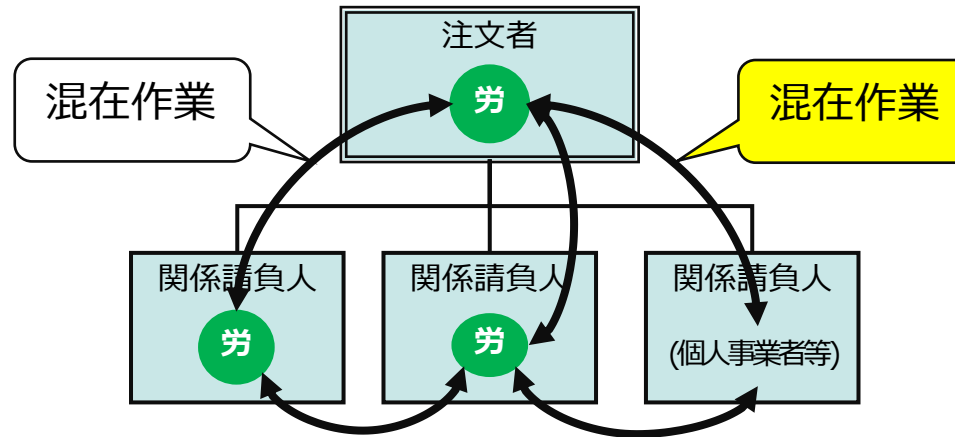
（特定）元方事業者（３業種）や注文者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

「現行」



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

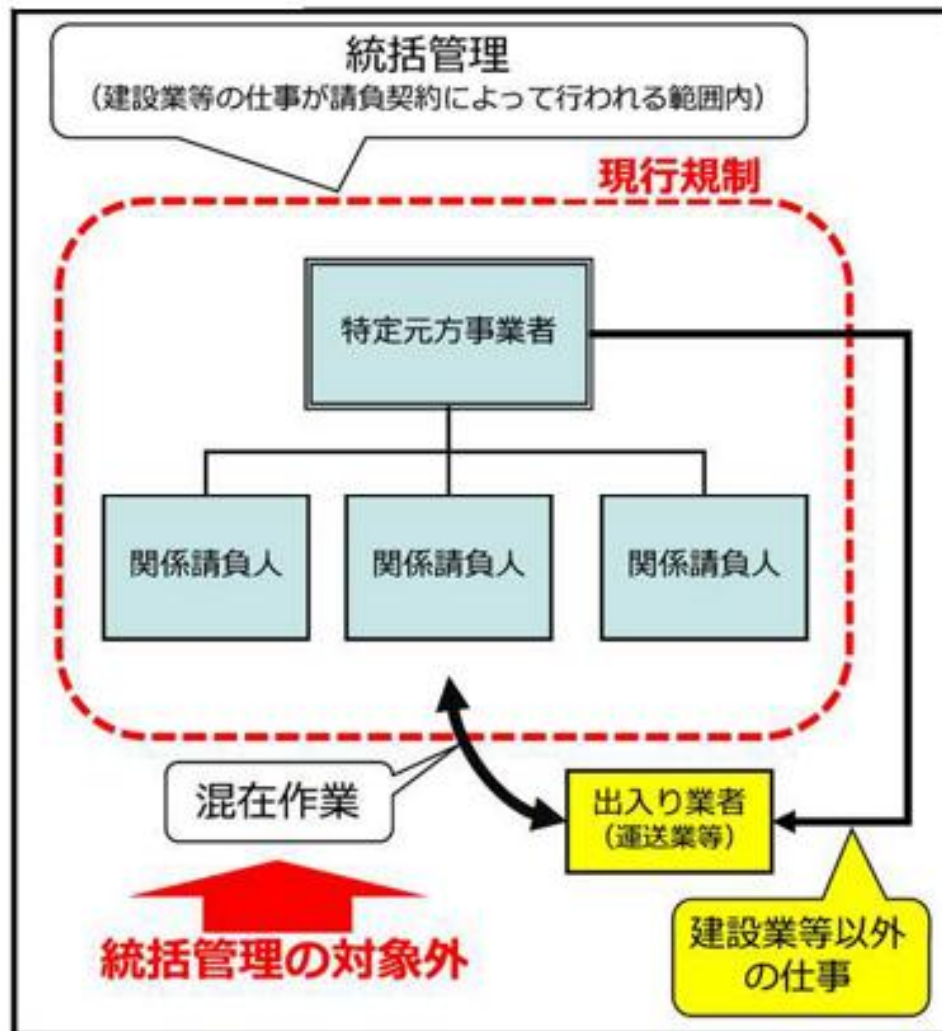
「見直し後」



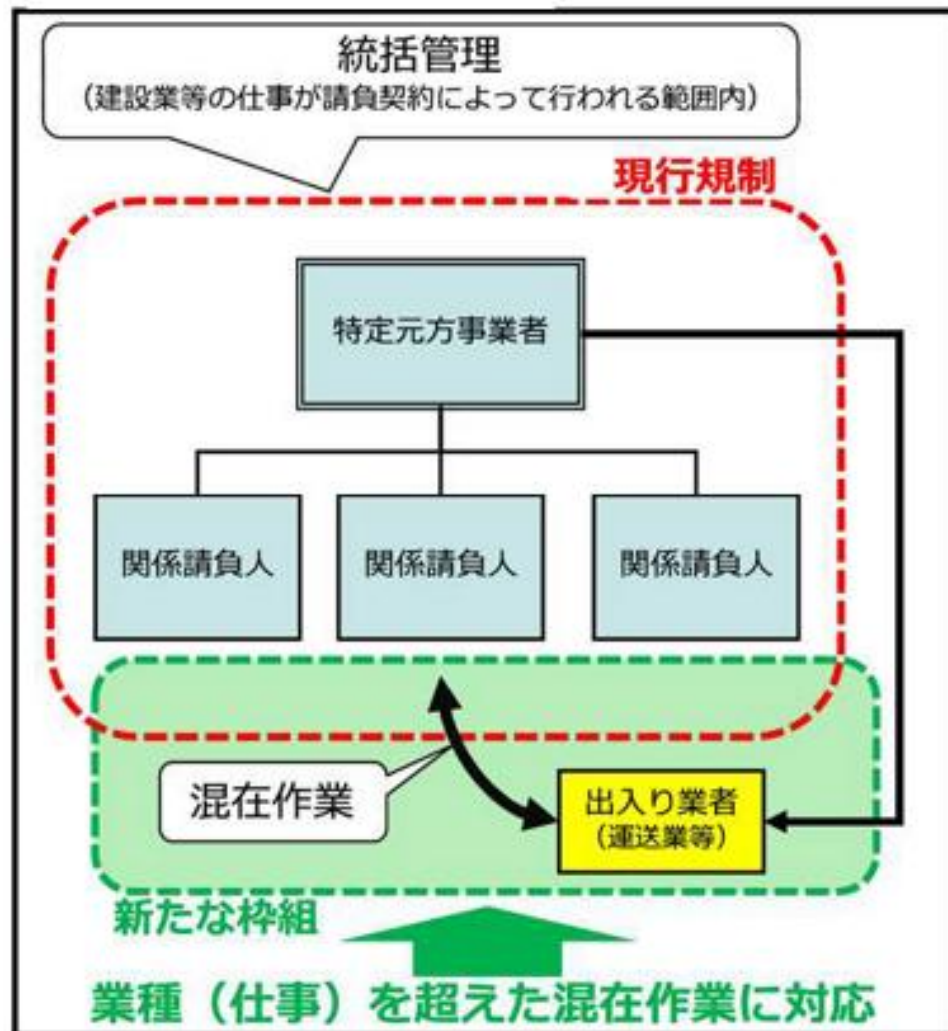
(特定) 元方事業者・注文者が講じるべき措置（作業間の連絡調整等）②

今回の改正では、同敷地内で混在作業が行われる建設業等以外の事業者（例えば、運送業者等）も統括管理の対象になるように拡大されます。※関連「3業種以外の業種の混在作業場所における連絡調整」

《現行》



《改正後のイメージ》

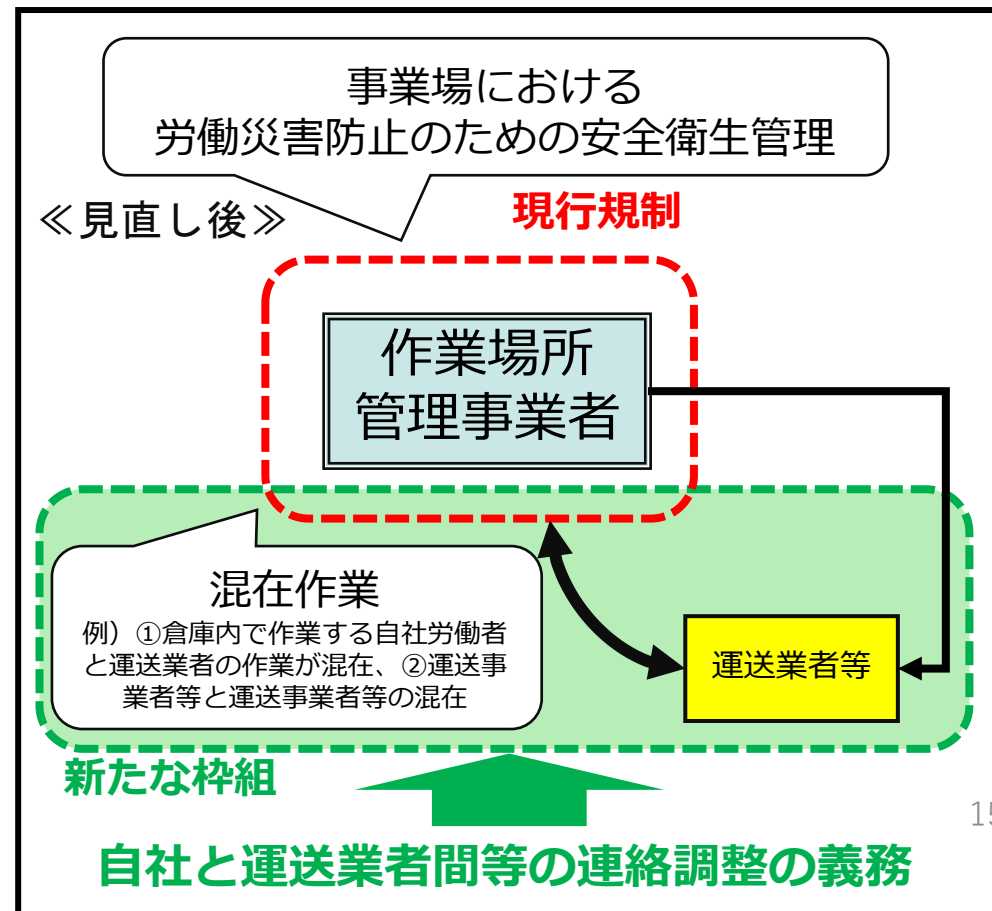
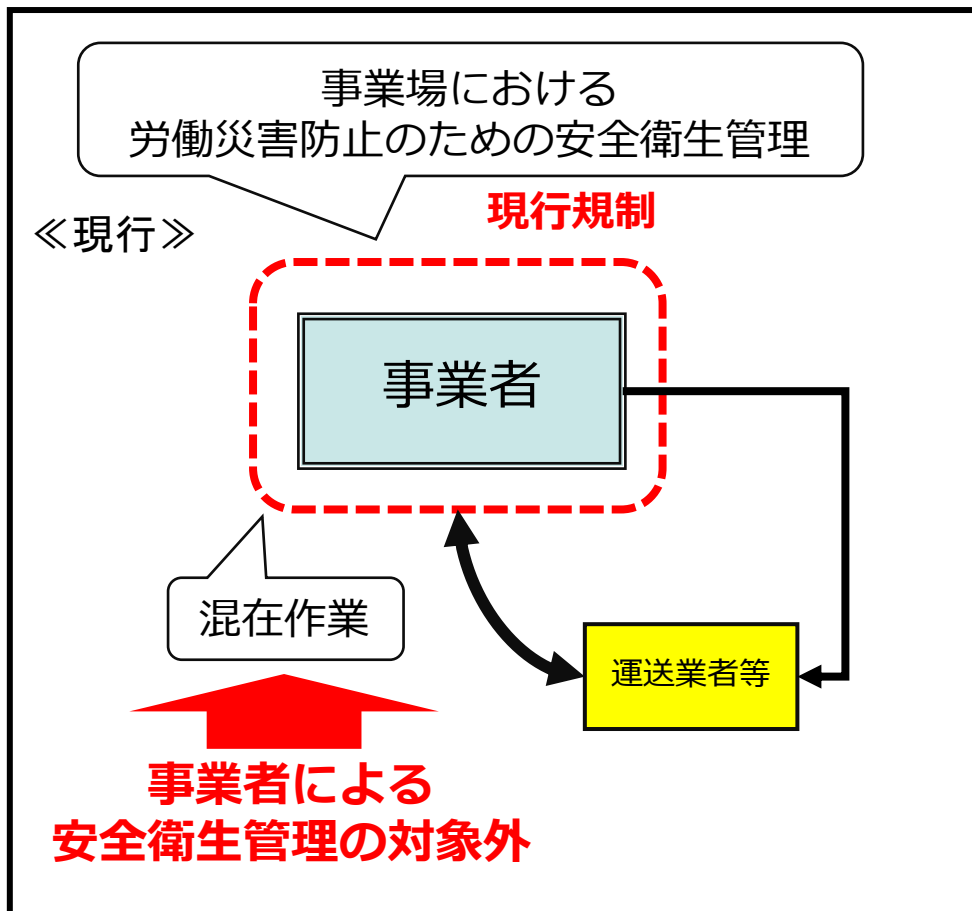


3 業種以外の業種の混在作業場所における連絡調整

3 業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組が新たに創設されます。

対象業務：①作業主任者や作業指揮者の選任が必要な業務、②就業制限、特別教育業務、③貨物自動車を用いた荷役業務、法定検査、補修の業務

混在する場所の例：①荷役、搬入出、検品等の作業が同時に又は前後して行われる荷捌き場又はバース、②ビル（商業施設を含む。）において、営業活動と、バックヤードにおける荷役、搬入、設備点検、改修等の作業とが同時に又は前後して行われる区域、③卸売市場において、荷受け、運搬、陳列、清掃等の作業が同時又は前後して行われる取扱区域



業務上災害報告制度の創設

(脳・心臓疾患及び精神障害に関しては別に個人事業者等自身が報告)

報告義務※
(罰則なし)



被災程度		考え方	個人事業者 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者等	
休業4日以上の死傷災害	死亡した場合や入院中などにより災害発生的事实を伝達することが困難な場合	特定注文者が把握した場合に報告	○	○		報告義務
		特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者等が把握した場合に報告	○		○	報告義務
		特定注文者、災害発生場所管理事業者等のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者が加入している関係団体等による情報提供は可能	○			情報提供
	災害発生的事实を伝達することが可能な場合	個人事業者が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	○		報告義務
		特定注文者が存在しない場合は、個人事業者が災害発生場所管理事業者等に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者等が監督署に報告	○		○	報告義務
		特定注文者、災害発生場所管理事業者等のいずれも存在しない場合は、個人事業者自らが監督署に情報提供	○			情報提供
	被災者が中小規模事業者の経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。		所属企業 (被災者)			報告義務
休業4日未満等報告義務対象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能		○			情報提供

労働基準監督署

※ 災害発生場所において個人事業者が労働者と同じ場所で作業していた場合に限る。

危険・有害作業等を行う個人事業者等自身への義務付け

個人事業者自身に対して、**労働者と同じの場所において作業を行う場合においては、**

①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止

②特定の機械などに対する定期自主検査の実施

③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講

などが義務付けられます。

①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止

労働安全衛生法第42条第3項関係

例えば



携帯用丸鋸の覆いを無効化して使用してませんか？



高所作業時、「飛来・落下物用」のみの保護帽を使用してませんか？



国家検定を具備していない粉じんマスクを使用してませんか？

②特定の機械などに対する定期自主検査の実施

労働安全衛生法第45条第2項関係

例えば



移動式クレーン
(トラッククレーン等)



車両系建設機械
(ドラグ・ショベル等)



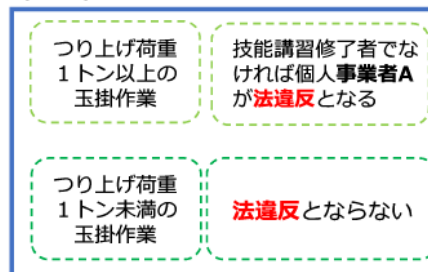
車両系荷役運搬機械
(フォークリフト等)

③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講

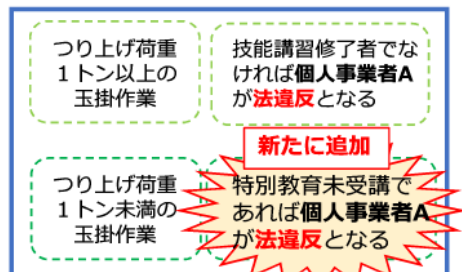
労働安全衛生法第59条第4項関係

例えば、個人事業者Aが玉掛け作業を行う場合

(現行)



(改正後)



なお、**技能講習・免許に係る業務**は上記のとおり、以前から法違反となることに留意してください(安衛法第61条第2項)。

● 労働者と同一の場所とは・・・屋内外を問わず、原則として、物理的に同一の空間において、労働者及び労働者以外の作業従事者の作業が同時に行われる場所。必ずしも同一の区画又は階層に限定されるものではない。（令和8年3月30日付け基発0330第1号）

（法第15条などにおける「一の場所」とは、その範囲についての考え方が異なる。）

● 事業者とは・・・事業を行う者で労働者を使用するもの（法第2条）

● 個人事業者とは・・・事業を行う者で労働者を使用しないもの（法第31条の3）

● 個人事業者等とは・・・個人事業者及び中小規模事業者等（労働者数が小売業・金融業・保険業・不動産業50人以下、卸売業・サービス業100人以下、その他の業種300人以下。安衛則第24条の17。労働者災害補償保険法施行規則第46条の16。）の代表者又は役員

● 作業場所管理事業者とは・・・仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの（法第30条の4）

● 災害発生場所管理事業者等とは・・・仕事の作業を行う場所を管理するもの（その労働者又は派遣中の労働者が当該場所において仕事の作業を行う場合に限る）（安衛則第98条の2）

● 労働者とは・・・職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く）（法第2条）

● 作業従事者とは・・・労働者及び労働者と同一の場所において「仕事の作業」に従事する労働者以外のもの（法第31条の3）※事業者の労働者、法人の代表者又は役員、いわゆる個人事業主、個人事業者の家族従事者が含まれる。また、「仕事の作業」は、従事者危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。

● 作業従事役員等とは・・・個人事業者及び中小事業主等（同上）である作業従事者

● 注文者とは・・・仕事を他人に請け負わせるもの（法第3条）

● 特定注文者とは・・・個人事業者が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者から見て直近上位のもの（安衛則第98条の2）

労働安全衛生法（抄）

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により第六十二条の二を新設（施行期日：令和8年4月1日）

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

高齢者の労働災害防止のための指針（概要）

高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

事業者は、**「高齢者の特性に配慮した作業環境の改善」「作業の管理その他の必要な措置」**を講ずる必要があります。
【労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項】

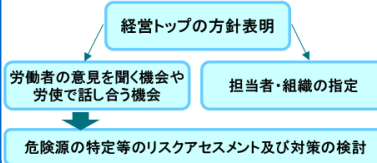
高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。社会の高齢化に伴い、高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

1 安全衛生管理体制の確立等

経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。

高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



2 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

※サービス業等で、リスクアセスメントが定着していない場合には、**同一業種の他の事業場の好事例等を参考に、職場環境改善に関する労働者の意見を聴く仕組みを作り、負担の大きい作業、危険な場所、作業プロセスの不備等の職場の課題を洗い出し、改善につなげる方法もあります。**



3 高齢者の健康や体力の状況の把握

法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。

体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。

※これらの情報については、適正な取扱いが必要です。

転倒等リスク評価 チェックリスト表	全身持久力の 評価方法	新体力テスト
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	スポーツ庁

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

集団及び個々を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

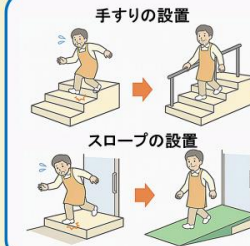
5 安全衛生教育

高齢者に対し法令に基づく教育等を確実にに行いましょう。経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対し高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

職場環境の改善（取組の例）

転倒災害の防止



腰部負担の軽減



高齢者の特性の考慮



エイジフレンドリー補助金

令和8年度の補助金申請期限

令和8年10月31日

申請はこちら

（次年度以降については現在のところ未定となっております。）



労働施策総合推進法（抄）

- 労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）により第二十七条の三を新設（施行期日：令和8年4月1日）

第八章 治療と就業の両立支援

第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

治療と就業の両立支援指針（概要）

趣旨

労働施策総合推進法第27条の3第2項に基づき、事業主による、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるもの

対象

対象労働者：雇用形態に関わらず全ての労働者

対象疾病：反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病（国際疾病分類に基づく。負傷を含む。）

両立支援に当たっての留意事項

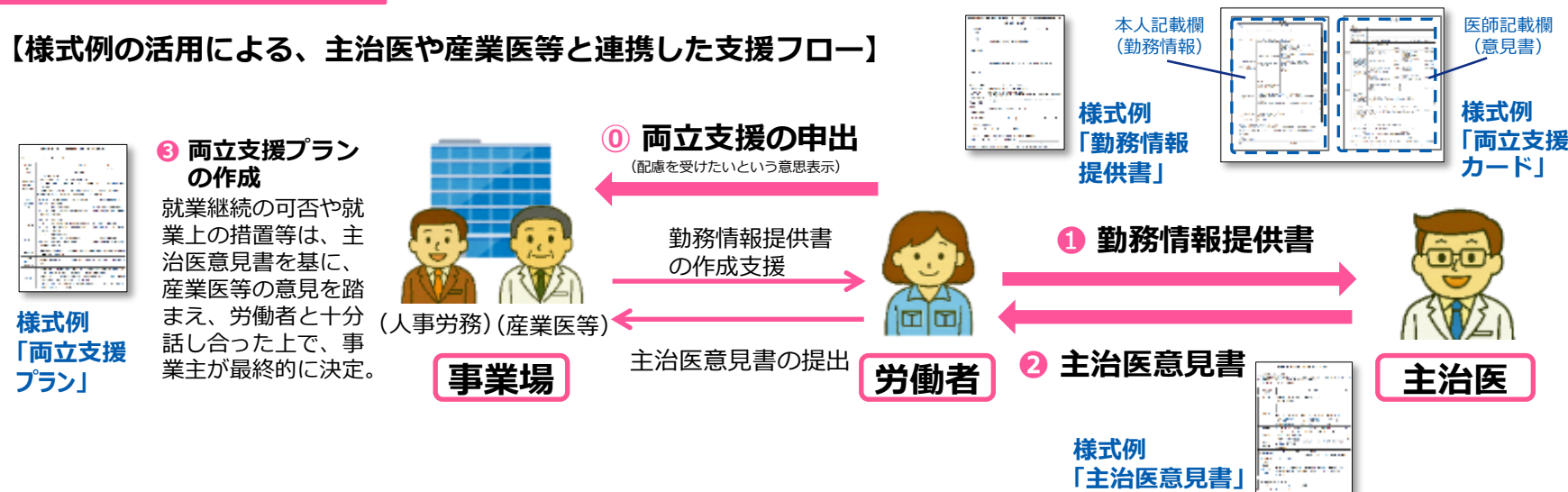
● 本人の申出 ● 本人との十分な話し合い、上司・同僚の理解 ● 個別事例の特性に応じた配慮 ● 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- 事業主による基本方針の表明 ○ 研修等を通じた意識啓発 ○ 相談窓口の明確化、社内の支援体制の整備
- 両立支援に関する休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等）

個別の両立支援の進め方

【様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー】



終わりとなります。

ご清聴いただきありがとうございました。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare